

東京都立大泉桜高等学校 学則

- 1 目的
東京都立大泉桜高等学校は、学校教育法に基づき、高等普通教育を施すことを目的とする。
- 2 課程
全日制課程の普通科単位制とする。
- 3 修業年限
修業年限は3年以上、6年以内とする。(前籍校での在籍期間を含む)
- 4 学年度
1学年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 5 学期
1学年度を分けて、3学期制とする。
- 6 休業日
休業日は次のとおりとする。
国民の祝日・休日
土曜日及び日曜日
開校記念日
夏季休業日
冬季休業日
春季休業日
都民の日
その他東京都教育委員会が定める日
- 7 学校生活について
13ページ参照
- 8 評価・評定・単位の認定、卒業に関する規定
別途、規定を定める。

- 9 収容定員
東京都教育委員会の定めるところによる。
附 則
本学則は、平成17年4月1日より施行する。
平成25年4月1日より改正。

学校生活について

- 1 時程 (平常)
登 校 8:00以降
SHR 8:35~ 8:45
1時限 8:45~ 9:35
2時限 9:45~10:35
3時限 10:45~11:35
4時限 11:45~12:35
5時限 13:30~14:20
6時限 14:30~15:20
SHR 15:20~15:30
清 掃 15:30~15:50

時程 (考査用)

- | | |
|-----|-------------|
| 登 校 | 8:00以降 |
| 予 鈴 | 8:45 |
| 1時限 | 8:50~ 9:40 |
| 予 鈴 | 9:55 |
| 2時限 | 10:00~10:50 |
| SHR | 11:00~11:05 |
| 予 鈴 | 11:10 |
| 3時限 | 11:15~12:05 |
| 予 鈴 | 13:00 |
| 4時限 | 13:05~13:55 |
| 予 鈴 | 14:10 |
| 5時限 | 14:15~15:05 |

生徒心得

校内生活の心得は、学校生活を送る上での必要最低限のルールです。学校生活を明るく楽しいものにするためにも、以下の心得に留意し、これを自主的に実践できるように努めましょう。

1. 登下校

- a 制服を着用し、交通道徳、交通法規をよく守り、安全に登校すること。
- b 自転車通学は許可制とし、許可願を提出すること。（*自転車通学規定参照）
- c 原付、バイク、自動車による通学（自らの運転及び同乗を含む）は厳禁とする。（ただししが等による理由で保護者が運転する乗用車に同乗する場合を除く）違反した場合は特別指導の対象となる。
- d ホームルームは8時35分に始まるので、遅くとも8時30分までには登校すること。ただし部活動等の早朝練習の場合は別に定める。
- e 下校時刻は17時とする。ただし、これ以降居残る場合は所定の手続きをとること。

2. 学校生活

- a 服装・身だしなみ規定（P.24）を必ず守ること。
- b クラスに日直をおく。日直は黒板の清掃・エアコンの管理及び環境の整備等にあたり、当日の日直日誌を記入して担任に提出すること。
- c 教室及び備品を使用する場合は、担任またはその関係の教員に使用願を提出し、指示を受けること。

と。

- d 学校の施設・物品及び樹木等を誤って破損した場合は、破損届を生活指導部に提出し、その指示を受けること。場合によっては、その一部または全部を現品または金銭で弁償しなければならないこともある。（なお、故意の場合は特別指導の対象となり弁償する）
- e 貴重品は各自で責任を持って管理すること。拾得物、遺失物はただちに担任に連絡するとともに生活指導部に届け出ること。（*拾得・遺失物について参照）
- f 学校内で、何らかの異常、不審物、不審者を発見した場合はただちに教職員に知らせること。
- g 学校内で、ピラ等を配布または掲示するときは、事前に生活指導部に提出し、その指示に従うこと。（*掲示物・配布物について参照）
- h アルバイトは原則として禁止する。（事情によりやむをえない場合は学校に届け出ること）
- i 食事は教室または校内の飲食禁止区域以外でとること。食べ歩き、飲み歩きは禁止する。
- j 学校に持ちこんだゴミは原則家に持ち帰ること。
- k 喫煙・飲酒・暴力行為・暴言・いじめ・万引き・薬物の乱用等は厳禁。また、ツイッターやフェイスブックなどインターネットサイトの利用について、むやみに個人情報掲載しないよう注意すること。SNS上での暴言、いじめ、誹謗中傷、反社会的行為にも注意すること。（特別指導の対象となる）
- l 生徒間で金銭の貸し借り、または催し物などの

切符や物品の売買をしてはならない。

- m スマートフォン等は授業中及び活動中は電源を切り、カバンの中かロッカーにしまっておく。
- n エレベーターは特別な事情を除き使用しない。
- o ロッカーや下足箱の上に物を置かない。（置いてあるものは遺失物とみなす）

3. 欠席・遅刻・早退・外出について

- a 欠席・遅刻について
 - ・疾病その他やむをえない理由によって欠席・遅刻をする時は、8時10分～8時25分に保護者が担任に連絡する。連絡や理由なき遅刻は遅刻指導の対象となる。本人による連絡の場合は、保護者が生徒手帳の諸届欄に記入し、翌登校日に担任の確認を受ける。
- b 早退について
 - ・早退を予定している時は、生徒手帳の所定の欄に保護者が事前に明確な理由を明記して、担任に提出し、許可を受ける。
 - ・傷病等で急きょ早退する場合は保健室で確認してもらい、担任、もしくは学年の許可を受ける。
- c 外出について
 - ・登校してから下校までの間は許可なく外出することを禁止する。やむをえない事情で外出する場合には、生徒手帳または指定された用紙に必要な事項を記入し、担任の許可を得ること。

4. 忌引き・出席停止について

- a 忌引きの場合は、次の日数を限度として「忌引届」で届け出ること。なお、忌引きは「出席すべき日数」に算入しない。

- ・父母の場合 7日以内
- ・祖父母、兄弟姉妹 3日以内
- ・曾祖父母、伯叔父母、甥姪 2日以内
- ・その他同一世帯の者 1日
- *遠隔地の場合は、往復日数を加えることができる。

- b 次の感染症にかかった場合は、医師が登校に支障がないと認めるまでの期間を出席停止とする。復帰した場合、「学校感染症による欠席届」を担当に提出すること。なお、出席停止期間は「出席すべき日数」に算入しない。

第一種	エボラ出血熱	クリミア・コンゴ出血熱
	痘そう	南米出血熱 ベスト
	マールブルグ病	ラッサ熱 急性灰白髄炎
	ジフテリア	重症急性呼吸器症候群
	中東呼吸器症候群	特定鳥インフルエンザ
	新型インフルエンザ	指定感染症及び新感染症
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	
	百日咳	麻疹（はしか）
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	風しん
	水痘（水ぼうそう）	咽頭結膜熱 結核
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第三種	コレラ	細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症
	流行性角結膜炎	急性出血性結膜炎
	腸チフス	パラチフス
	溶連菌感染症	ウイルス性肝炎 手足口病
	伝染性紅斑	マイコプラズマ感染症
	感染性胃腸炎（ノロウイルス等）	
	その他の感染症	

5. 公欠の取り扱いについて
- 下記の理由による欠席は、事前の届を以て「公欠」とする。なお、教科担当者が必要と認めた場合は補講を行うことがある。
 - ・就職試験や進学試験等の受験
 - ・部活動の公式試合や公式の発表会等への参加
 - ・その他、学校長が特に認めたもの
 - 「公欠」扱いを受ける生徒は事前に担任または部活動顧問等に事情を申し出て、学校所定の「公欠願」を受け取る。必要事項を記入し、担任または部活動顧問等に提出する。
 - 届け出は原則として8日前までに行うこと。届け出が遅れた場合は認められないことがある。
6. 非常時の出欠の取り扱いについて
- 悪天候・災害等により登校が困難な場合について本校から発信するメールやホームページを参照して、安全を確保しながら行動すること。
7. 自習時間・放課後・休日の活動について
- 自習時間の利用等について
 - ・自習となった時間は、課題のあるなしにかかわらず、当該の教室もしくは指示された場所で静かに学習すること。
 - ・選択授業の関係で空き時間が生じる場合は、図書室等で自習すること。従って、テニスコート、体育館、プール、校庭の使用及び、校外への外出を禁止する。
 - 放課後・休日について
 - ・放課後は下記に示す時間までに下校すること。ただし、生徒会活動や部活動等の特別活動のために、定められた下校時間を超えて居残りを

するために、定められた下校時間を超えて居残りを
 する場合は、顧問の指導及び許可を必要とし、
 当日の昼休みまでに生活指導部に届け出ること。

下校時間	17:00
最終下校時間(延長届提出団体)	18:00
ただし、春季休業期間中、夏季休業期間中、冬季休業期間中の下校時間は16:30とする。	

- ・休日には登校しない。ただし、生徒会活動や部活動等の特別活動のために登校する場合は、別に定める規定により、事前に承認を受けること。
8. 清掃・美化
- 各人の勉学の間である校舎内外では、ごみを落としたり落書きをしないで、清潔・整頓・美化につとめること。
 - 清掃当番は放課後に決められた分担区域を清掃する。終了後、清掃当番の責任者は分担区域の担当教員に連絡し、点検をうけること。
 - 清掃用具は所定の場所に整理保管する。破損または紛失の場合は担当教員に連絡すること。
9. その他
- 拾得物・遺失物について
 - ・学校に持参するものは、校名、学年、クラス、氏名を明記しておくこと。
 - ・拾得物・遺失物は直ちに担任に連絡するとともに生活指導部に届け出ること。
 - ・拾得物の場合は「落とし物・拾いものファイル」に記入の上、付箋を付けて拾得物ロッカーに保

- 管する。心当たりの者は申し出ること。
- ・遺失物・盗難の場合は「落とし物・拾いものファイル」を確認の上、該当するものがなければ「紛失・盗難届」を提出する。
- b. 校内掲示物・配布物について
- ・校内にポスター等を掲示したい場合は、掲示責任者が指導教員を経て生活指導部に届け、許可を得ること。(許可スタンプを押印)
 - ・指定された場所に掲示すること。(壁がはがれてしまう所は厳禁)
 - ・掲示期限は1ヶ月を上限とする。(それ以上の時はその都度更新)
 - ・許可を得て貼った掲示物は掲示責任者が、その許可された期間内において、責任を持ってはがすこと。
 - ・掲示枚数は原則として1フロアに2枚までとする。なお部活動勧誘ポスターはトータル5枚までとする。
 - ・配布物については、責任者が指導教員を経て生活指導部に届け、学校長の許可を得てから配布すること。なお個人情報が載ったもの、営利目的等のものは認めない。
- c. 機械警備について
- ・本校は週休日(土・日曜日)と国民の祝日及び休日等は、機械警備で施錠されている。部活動や講習等の事前の届がされていない場合は、校舎内に入ることができない。

届け出・願いの手続き

種類	用紙の場所	提出先	提出期限
欠席届	生徒手帳	担任	前日・後日
遅刻・早退届	生徒手帳	担任	当日
外出願	職員室	担任	当日
忌引届	職員室	担任→教務部	前日・後日
出席停止届	職員室	担任→保健室→教務部	前日・後日
公欠願	職員室	担任または部活動顧問→教務部	8日前
異装許可願	職員室	担任→生活指導部	前日・当日
紛失・盗難届	職員室	担任→生活指導部	当日
施設・設備破損届	職員室	担任→生活指導部	当日
自転車通学許可願	職員室	担任→生活指導部	前日
企画届	職員室	生活指導部	1週間前
休学・復学・退学・転学願	職員室	担任	2週間前
旅行届・学割交付願	職員室	担任→経営企画室	1週間前
住所変更等の届	経営企画室	担任→経営企画室	前日・後日
各種証明書交付願	経営企画室	経営企画室	1週間前

服装・身だしなみ規定

a 服装は所定の制服を着用し、清潔・質素・端正に心がけること。（* P.27参照）

服装規定は、次のとおりとする。

冬服

男子	制服上下 (ブレザー・ズボン) 白のYシャツ	ネクタイ	
女子	制服上下 (ブレザー・スカート かズボン) 白のYシャツ ハイソックス(紺・黒・ グレー。柄・ラインは 不可)	ネクタイ かりボン	ベスト・セーター(カー ディガンを含む)はブレ ザー内に着用のみ許可 (色は、グレー・白・黒・ 紺・ベージュ・キャメル) (パーカー類は不可)

夏服

男子	制服(ズボン) 白のYシャツ 白のポロシャツ	ネクタイはし なくても良い	
女子	制服(スカート・ ズボン) 白のYシャツ 白のポロシャツ ハイソックス(紺・ 黒・グレー。柄・ ラインは不可)	ネクタイ・リ ボンはしなく ても良い	ベストの着用可(カー ディガンは不可) (色は、グレー・白・黒・ 紺・ベージュ・キャメル)

・特に女子のスカート丈(短さ)に関しては、膝のお皿中心から10センチメートルの長さまでを限界とする。折り曲げやカットは禁止とし、カットした場合は買い直す。

b 高校生としてふさわしい、清潔感があふれる質素で調和のとれた身だしなみを心がける。

- ・身だしなみ(社会性の問題)とおしゃれ(自己の嗜好)をきちんと区別する。
- ・頭髮: 染色, 脱色, パーマおよびヘアアイロンを用いた加工等は禁止する。
- ・装身具: ピアス, ネックレス, プレスレット等の装身具は身につけないこと。入れ墨は厳禁。
- ・はきもの: 革靴または運動靴を基本とする。色は原則として黒。サンダル等は禁止。
- ・カバン: 色は原則として黒または紺を基調としたもの。形状はいわゆる通学用カバン, リュックなど。
- ・その他: 化粧, ネイルアート, マニキュア, カラーリップ, カラーコンタクト, エクステンション, つけ爪等は禁止する。
- ・防寒用のコートについては原則として黒または紺系のものを着用する。冬季はタイトの着用を認めるが, 色は黒の無地のみ。ニーハイソックスの着用は認めない。
- ・パーカー類の着用は認められない。
- * 登下校時のベンチコートの着用は認められない。
- c 下履き(グラウンド履き), 上履き, 体育館履きは必ず区別し, 指定の場所で履きかえること。
- d 儀式的時は, 正装(冬服)とする。自由購入品(オプション)は, 着用しない。
儀式とは, 入学式, 卒業式, 始業式, 終業式, 修了式等である。ただし, 1学期終業式と2学期始業式については夏服の着用を認める。
- e 上記服装・身だしなみ規定に違反し, 改善が見

られない場合、生活指導部指導の対象となる。
「儀式的時は正装(冬服)とする」

男子	女子
指定ブレザー	指定ブレザー
指定スラックス	指定スカート
指定ネクタイ	指定リボン(グレー)
長袖シャツ(白)	長袖シャツ(白)
ソックス(紺・黒・グレー)	ハイソックス(紺・黒・グレー)

セーター・ベスト・カーディガンは、ブレザー内に着用のみ許可。色は、グレー・白・黒・紺・ベージュ・キャメルのみ。

男子 女子

